笠間市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、笠間市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託の受託者を選定するために実施する、公募型プロポーザルに関する必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）目的

本市はこれまで、平成３０年３月に策定し、令和５年３月に中間見直しを行った「笠間市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現計画」という。）のもと、ごみの排出抑制や資源化を推進するとともに、ごみ処理体制について段階的に統一を図るなど、一般廃棄物を適正に処理してきた。

一方で、近年の本市ごみ処理行政を取り巻く現状は、環境センターの老朽化対策をはじめとした処理経費の増加、一層のごみ減量化や資源化の推進、更には人口変化を背景とする収集運搬体制の在り方など様々は課題が顕在化している。また、し尿・浄化槽汚泥処理については、新たな広域組合を設立し将来に向けた安定的な処理体制の構築を進めており、今後も着実かつ円滑な事業推進が求められるなど、財源確保も含め将来を見据えた処理体制の構築が必要となっている。

本業務は、現計画の計画期間が令和９年度で満了することから、現計画を評価・検証し、国の廃棄物関連行政の動向や本市の廃棄物行政を取り巻く現状を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づく、今後１０年間における「第２次笠間市一般廃棄物処理基本計画」を策定することを目的とする。

（２）業務名

笠間市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託

（３）業務の内容

別紙「笠間市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託仕様書」による。

（４）履行期間

契約締結日の翌日から令和１０年３月１５日まで

３　委託料限度額

委託料の限度額（消費税及び地方消費税含む）は次のとおりとする。

令和８年度	令和９年度	総額
１，９０３，０００円	１２，７０５，０００円	１４，６０８，０００円

※提案に際しては、年度毎に限度額の範囲内で見積金額を提示することとする。

４　参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（１）公告日において、笠間市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（２）公告日から契約締結日までの間に、笠間市建設工事請負業者指名停止等規程に基

づく指名停止又は笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項若しくは第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項若しくは第２項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。

（５）笠間市暴力団排除条例（平成２３年笠間市条例第２６号）第２条第１号若しくは第３号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア　暴力団員が事業主又は役員となっている者

イ　暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）平成２８年４月１日から令和８年９月３０日までに、地方公共団体（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に規定する地方公共団体を構成団体とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注する、一般廃棄物処理基本計画の策定（改定を含む）に係る業務（特定の処理計画のみに特化した業務及び基礎調査や進捗評価等の一部業務を除く。以下「同種業務」という。）を元請として受託し、完了した実績を有する者であること。

（７）本業務の実施に際し、次のア～ウに示す条件を満たす者を配置できること。

ア　受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、管理技術者及び照査技術者を配置すること。管理技術者は照査技術者を兼任することはできないものとする。

管理技術者は、以下の条件を満たすものとする。

・技術士法（昭和５８年法律第２５号）で定める技術士で、衛生工学部門（廃棄物・資源循環（旧選択科目名である廃棄物処理、廃棄物管理計画又は廃棄物管理を含む。以下同じ））又は総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物・資源循環）の登録を受けている者。

・平成２８年４月１日から令和８年９月３０日までに、同種業務に管理技術者として携わった業務実績を１件以上有する者。

照査技術者は、以下の条件を満たすものとする。

・技術士法（昭和５８年法律第２５号）で定める技術士で、衛生工学部門（廃棄物・資源循環）又は総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物・資源循環）の登録を受けている者。

・平成２８年４月１日から令和８年９月３０日までに、同種業務に携わった業務実績を１件以上有する者。

イ　管理技術者及び照査技術者については、本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が３か月以上経過していること）のある者。

ウ　発注者は、受注者が配置した管理技術者及び照査技術者が業務遂行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して受注者に変更を求めることができるものとする。

（８）市税（笠間市に納税義務がある場合に限る。）県税（茨城県に納税義務がある場合に限る。）、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないこと。

５　実施スケジュール

内容	期日等
公告	令和８年１１月　９日（月）
質問受付	令和８年１１月１６日（月）午後５時まで
質問回答	令和８年１１月１９日（木）
参加表明書提出	令和８年１１月２６日（木）午後５時まで
参加資格確認結果通知書の通知	令和８年１２月　４日（金）
企画提案書提出	令和８年１２月１５日（火）午後５時まで
審査（プレゼンテーション）	令和８年１２月２３日（水）予定
結果通知	令和９年１月上旬頃予定
契約締結	令和９年１月下旬頃予定

６　質問の受付及び回答

（１）受付期限

令和８年１１月１６日（月）午後５時まで（期限厳守）

（２）提出方法

質問書（様式７）により、電子メールでの提出のみとする。なお、到達確認は提案者において自ら電話にて行うこと。

（３）提出先

笠間市環境推進部資源循環課（本要領６ページ：１５　担当部署参照）

（４）質問回答日

令和８年１１月１９日（木）

（５）回答方法

市ホームページに掲載する。その際、質問した事業者名は記載しない。

７　参加表明書提出

（１）提出期限

令和８年１１月２６日（木）午後５時まで（期限厳守）

（２）提出方法

電子メールでの提出のみとする。なお、提出書類はＰＤＦ形式で添付し、到達確認は提案者において自ら電話にて行うこと。

（３）提出先

笠間市環境推進部資源循環課（本要領６ページ：１５　担当部署参照）

（４）提出書類（※押印不要）

ア　参加表明書（様式１）
イ　誓約書（様式２）
ウ　会社概要書（様式３）
エ　業務実績表（様式４）
オ　業務実施体制（様式５）
カ　配置予定技術者調書（様式６－１、６－２）
キ　「４　参加資格要件」（８）を証明する各納税証明書（公告日以降のもの）

８　参加資格確認結果通知

（１）参加資格確認

「７　参加表明書提出」（４）の提出書類により、参加資格要件を満たしているか確認を行う。

参加資格要件を満たしている者が５者以上の場合は、別紙「評価基準」①業務実績等における評価点の上位４者で審査（プレゼンテーション）を行う。なお、応募者が４者以下の場合は、参加資格要件を満たしている者で審査（プレゼンテーション）を行う。

（２）結果通知

令和８年１２月４日（金）

（３）通知方法

結果にかかわらず参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

９　企画提案書の提出

参加資格確認により審査（プレゼンテーション）を行うこととなった者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

（１）提出期限

令和８年１２月１５日（火）午後５時まで（期限厳守）

（２）提出方法

電子メールでの提出のみとする。なお、提出にあたっては、「いばらき大容量ファイル交換システム」を使用する。

「いばらき大容量ファイル交換システム」の使用については、担当部署から、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、後日、送信されるメールの内容に従い、提出書類をＰＤＦ形式でアップロードすること。

※アップロード用のメールは令和８年１２月４日（金）午前１０時頃に送信予定

（３）提出先
　　笠間市環境推進部資源循環課（本要領６ページ：１５　担当部署参照）
（４）提出書類（※押印不要）
　ア　企画提案書（様式８）、別紙提案内容（任意様式）
　イ　業務工程表（任意様式）
　ウ　見積書（任意様式）
　　※「３　委託料限度額」を踏まえ、税込み金額で年度ごとの提案額及び、２か年の総額を明示すること。
　　※　本業務に要する全ての費用について、単価、人員等の積算内訳が分かるよう年度ごとに記載すること。

１０　審査（プレゼンテーション）

　企画提案書を提出した者は、以下のとおりプレゼンテーションを行うこと。
（１）審査委員会開催日
　　令和８年１２月２３日（水）予定
（２）会場等
　　会場及び時間等は、別途通知する。
（３）所要時間
　　・プレゼンテーション　２０分以内
　　・質疑応答　１０分程度
（４）参加人数
　　プレゼンテーション参加者は３名までとする。
（５）プレゼンテーション方法
　　提出した企画提案書をもとに説明を行うこと。
　　プレゼンテーションで使用するパソコン等は提案者が持参することとし、プロジェクター、スクリーン、ＨＤＭＩケーブル及び電源については市が用意する。
（６）審査方法
　　別紙「評価基準」に基づき、審査委員会において企画提案書等の内容及び見積金額で審査し、受託候補者及び提案者の順位を決定する。
　　委員の評価点の合計点が最も高い提案者を受託候補者とし、最高評価点が２者以上の場合は、見積金額が低い者を受託候補者とする。それでも受託候補者が決定しない場合は、評価基準の③企画提案内容の評価点が高い者を受託候補者とする。
　　ただし、委員の評価点の合計点が満点（審査委員の出席数×１００点満点）に対し６０％未満の場合は、受託候補者として選定しない。
　　なお、提案者が１者の場合であっても当該審査は実施する。

１１　審査結果

　プレゼンテーションを行った者に以下のとおり審査結果を通知する。
（１）通知日
　　令和９年１月上旬頃予定
（２）通知方法
　　電子メールによる通知及び笠間市ホームページに掲載する。なお、通知した日から起算して７日以内（休日を除く）にその説明を求めることができるものとするが、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

１２　失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

（１）「９　企画提案書の提出」で示された提出期限、提出方法等書類作成上の条件に適合しないもの。
（２）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
（３）見積書の金額が、「３　委託料限度額」を超過したもの。
（４）その他、審査委員会が本実施要領に違反すると認めるもの。

１３　契約

審査の結果、最高評価点の提案者を受託候補者とし、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、契約にあたっては、あらためて見積書を提出するものとする。

ただし、受託候補者の失格が判明した場合又はその他の理由により契約締結合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて随意契約の手続きを行う。

１４　その他留意事項

（１）提出期限以降における書類の追加、変更、差し替え及び再提出は認めない。なお、提出書類の誤字及び脱字等がある場合は、審査（プレゼンテーション）時に説明すること。
（２）提案書類等に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、市の指名停止措置を行うことがある。
（３）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
（４）参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式９）を提出すること。
（５）提出された提案書類等は、受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、笠間市情報公開条例（平成１８年９月２９日笠間市条例第２４６号）に基づき取り扱う。

１５　担当部署（提出・問合せ先）

笠間市環境推進部資源循環課　資源循環推進室　担当 川末・山田
〒309-1792　茨城県笠間市中央三丁目２番１号
電話：0296-77-1101　内線 128
電子メール：shigen@city.kasama.lg.jp